

平成18年度第1回千葉県環境影響評価委員会会議録

1 日時

平成18年4月21日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

千葉県自治会館6階大ホール

3 出席者

委員会：瀧委員長

福岡委員、岡本委員、横山委員、鈴木委員、岩瀬委員、大野委員、
寺田委員、田畑委員、榊瀧委員、鍋島委員、長尾委員、内山委員

事務局：鈴木次長、平井課長、鈴木副課長、松澤室長、大竹主幹、八木主幹、
松田主査、三田副主査、坂元主任技師

傍聴人：なし

4 事案

- (1) (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価方法書について（事業者説明及び検討）
- (2) 成田新高速鉄道線及び一般国道464号北千葉道路（印旛～成田）環境影響評価に係るヨシ原造成に関する検討報告書について（答申）
- (3) その他

5 議事の概要

- (1) (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価方法書について（事業者説明及び検討）
別紙1のとおり
- (2) 成田新高速鉄道線及び一般国道464号北千葉道路（印旛～成田）環境影響評価に係るヨシ原造成に関する検討報告書について（答申）
別紙2のとおり
- (3) その他

次回開催予定、意見等の照会について事務局から説明

[資料] 1 会議次第 2 手続き経緯等

[別紙1]

「(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業」に係る環境影響評価方法書について(事業者説明及び検討)

[事業者による「(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業」に係る環境影響評価方法書の概要説明後]

委員： 煙突の建つ場所はどこか。煙突建設場所周辺の地形の高さ、また煙突と地形との相対的な高さはどうか。なお周辺は建物が建つだろうが、その建物の高さ及び位置関係などの説明はされているのか。

事業者： 方法書(2-7)に施設の配置プランを示している。新清掃工場箇所(60m×90m：赤く着色)のやや北側の箇所が煙突の建つ位置と想定している。この近辺で建物の建設可能な場所と思われるところは、清掃工場建設予定地の東側の工業団地の敷地があるが計画がないので表示することはできない。明確な回答はできないが工業団地の建蔽率・容積率の関係から、おおよそ3階建て位が限界かと思われる。

委員： がけを削って清掃工場を建設することになるわけであろうが、がけの高さや、がけによる煙のダウンウオッシュについては検討するだろうが忘れずに評価に加えてもらいたい。物理的な高さや相対的な高さを表示してもらいたい。

事業者： 意見を取り入れて断面的な図面も今後検討しながら調査の中に取り入れていきたい。

委員： 方法書において排出濃度については上限値が示されているだけで、今回の施設の排出状況がどうなるか、どのように調査するか、どう設定するかという記載がほとんどない。予測では上限値を設定して計算するので、これを超える濃度の出現は無いと考えているかもしれないが、排出濃度を超えないということを、このような調査結果に基づい

たため可能であるという説明が必要である。ごみの性状変化に伴う、塩化水素や微量な重金属類（水銀等）の排出濃度の変動がどのくらいあるか、その変動の上限が規制基準値に対し、このくらい余裕を持ってクリアできる見込みであると説明してほしい。

まだ採用される形式が決定されていないので現時点では排出量を想定できないということではなく、3種類の炉形式により汚染物質の排出状況の違いも踏まえて、炉形式の採用に関してはランニングコストや効率的なごみ処理システムと併せて、環境負荷も選定項目に入れて炉形式を選定してほしい。その際には炉形式により、どう排出量が変わるのかについても情報収集してほしい。

水銀、カドミウム、鉛については、ろ過式集塵機により排出がないとされているが、施設の稼働時には入口ガス温度と出口ガス温度の変動があり、極微量なものは微小粒子に付着し、たとえば集塵率99パーセントであっても1パーセント分は粒子に付着して外に出て行ってしまうため、集塵効率、温度の変動を加味したうえ十分に基準を満たしているということを説明に加えてほしい。それから、きちんとしたデータがあるのであれば上限値だけではなくて、この施設についての平均値、あるいは変動があるとすれば、高排出量においてもこの濃度が担保できるということを示してほしい。

事業者： 焼却処理方式については3種類の炉形式の中で検討中であり、概ね1ヶ月以内には決定できると考えている。その決定した方式の特性の中で、より公害防止・安全面を含め、市としての厳しい基準を加えていきたい。今の意見を参考に今後の調査の中で加味していきたい。

委員： ダウンウオッシュ、ダウンドラフトの問題について、この場所はがけの一部を掘込んで建設するので、煙突の地盤からの高さは59メートルだが、その隣地に35メートル位の小さな丘があり、その上に樹木があるとすれば、気流に対する障害物としては40メートル位の障害物がすぐ側にあることになる。そのため、そこから上にでる煙突の

高さは実質的には20数メートル以内しかないこととなる。風が強いときは地形のため風の乱れによる渦が煙の拡散に作用することがあると考えられる。風が強い時は風による直接の希釈作用が働くので常に高濃度がでるとは限らないが予測の中でそのことを加味する必要がある。

委員： 炉形式が決定していないとのことだが、各形式による実際の年間稼働日数はどうか、定期検査の期間も含めてどのように考えているのか。各炉形式においてそれぞれ違うと思う。

事業者： どの炉形式でも最大3ヶ月間の連続運転が可能である。1日当たり224トンの処理量は最大とみているが、定期的な保守点検等を考慮すると2～3ヶ月の連続運転はあると考えている。

委員長： 詳細については次回に提示してもらいたい。

委員： 処理方式の選定についての基準をどこにおいているのかを具体的に知りたい。先ほど委員から環境負荷も含めてどの処理方式が望ましいか決定してほしいとされたが、ごみの組成やごみ量の将来変化なども含めて、選定基準にどのように組み込まれているのか。

事業者： 現在、機種選定の最終段階であり、その中で選定の基本的な考えとして7項目ほど掲げている、万全な公害防止対策、建設費用・維持管理費用等のコストの削減、周辺環境との整合、景観への配慮など、地域に相応しい機種で、安全で安心なものを選定するというのが基本的なスタンスである。

燃やすごみの種類は、現状のいわゆる可燃物が基本的な対象である。現状のごみ処理の全体システムの中で考えると燃やす物と燃やさない物がある時期に変えると市民は大変混乱する。このため基本的なごみの分別の考え方はこの新清掃工場稼働後においてもそれほど変更しないという考えである。ただし資源として使える新聞・雑誌などは

焼却にできるだけ廻さないという考えでいる。そうした主旨からごみ量は現状からあまり伸ばさないとともに、過大な施設は建設しないという考えでいる。

委員： 方法書（５－７）の環境影響評価項目の選定において、工事の実施に伴う、植物、動物、生態系については「－」となっている。理由としては「工事期間が短いことから選定しない」としている。このことについては理解できないがいかがか。

事業者： 工事期間は実施しないということではなくて、工事期間の植物の消失や動物の回避・逃避などについては予測を行う。それ以降の供用時の保全対策なども加えて予測を行うことにより、工事期間について供用時と分けて記載するというのではなく、全体を併せた形で、動植物及び生態系の変化について記述すると考えており、工事期間について「－」を付けているが、実質的にはこの期間も含んだ形で予測を行っていく。

委員： 影響は工事の実施時の場合のほうが大きいのではないか、むしろ工事の実施について「○」を選定すべきで、供用時にはその影響が継続されるという表現でないと理解しがたい。陸水生物についても「影響を与えるおそれがある」との記載がありながら「－」という表現も同じであり、このことについては方法書の中に示す必要がある。

委員： 工事の実施と供用による影響とは、与える影響の質が違ふと考える。別々の項目として選定すべきだと考える。

事業者： 準備書の段階で、先の意見を踏まえ工事の実施期間に関しても環境影響評価に関し加味していきたい。

委員： 方法書（５－６）における、地形及び地質等が「×」となっており、内容をみると「重要な地形及び地質等に該当する地域ではなく」とされている。現地をみたが、地形と地質は後の景観にも関係するし、非

常に重要なものであり、また生き物にも関係するので十分検討して調査をしてほしい。

人と自然との触れ合い活動の場〔方法書（５－１３）〕において「×」とされている、「対象事業実施区域は人と自然との触れ合い活動の場ではない」との記述はたしかにそうかもしれないが、敷地内は立派な地形の残る場所もあり、また、そのようなことも含めて設計すると思うので、言葉の選び方をきちんとしたほうが良い。

景観について項目選定〔方法書（５－１３）〕されているが、周辺からの景観解析は行うことになっているが、今回の場合は区域内からの景観解析が非常に重要と考えるので十分注意して実施してほしい。

委員：なぜこの場所が清掃工場を建設する場所かという説明がない。わざわざ２０メートルの高低差がある土地を改変して造る必要があるのか、隣接の工業団地に利用目的のない土地があるのではないか、また成田市は財政力指数も高いのでないか、なぜ丘陵地を削って造るのかという説明がされていない。

焼却炉の寿命はどれくらいなのか。数年前に別の清掃工場の仕事に携わったときに、いずれ焼却炉の寿命はつきるため、そのときにそなえ別の場所に焼却炉の設置できる場所を用意していたという記憶がある。そのため焼却炉の寿命を知りたい。

焼却以外に市民への付加価値はなにか。発熱・発電・冷暖房のみか。折角、出てくる廃熱を市民に還元するという方策はないのか。

事業者：なぜこの場所に建設するかということですが、削る場所以外の平坦な土地は元々市有地であり、この市所有地を活用して建設するという事で、周辺の住民との協議において最終的に合意をいただいたという経緯があります。このような迷惑施設の宿命というか市が理想的な場所を設定しても建設が不可能になる場合もあるためやむを得ずこの場所に建設させていただくという姿勢である。

焼却施設の寿命であります。一般的には国の補助基準では15年程度であるが、実質的には市町村は25～30年程度は使うという前提で考えている。25年以上経つと機能的にかなり問題が発生してきます。現有施設も焼却物をかなり制限し炉に負荷をかけないようにしている。そういうことで炉の寿命は25～30年ということで認識いただければよろしいかと思います。

市民への付加価値については、清掃工場から若干離れた場所であるが、新しく整備する道路を使って市民が共に集えるような場所、それと併せて余熱利用の場所を基本構想の段階ではあるが考えている。しかしながら、1日当たり224トンの熱利用であるため、それほど大規模なものができる状況には無いとみている。このことについては、多少なりとも市として検討をしています。

委員： 工業団地の跡地はどうしてつかえないのか。

事業者： 煙突の問題があり、高い位置で航空法の制限の範囲内の煙突となると多少不可思議な建物となってしまうため当初から検討対象に入れていない。

委員長： 先ほどの、環境影響評価の項目選定について、植物、動物、生態系は、工事の実施について検討すべきということについてはどのようにするのか。

事務局： 方法書手続きについては公告・縦覧が既に始まっている状況にあるので、委員会からの答申、知事意見により指摘するべきところは指摘して修正させていきたい。知事意見にならないようなものは委員会での意見を事業者に伝え、事務局で指導していきたいと考えている

委員： 先ほどの環境影響評価項目の選定については、工事の実施と供用時での選定項目としては、やはり一連で考えたほうがいいのではないかなと思う。ものにより工事の段階ではあまり考慮する必要がないもの、

また一方、別のものでは工事の段階においてかなりウエイトの大きいものがあると思う。工事の段階から供用時まで一連ですから、扱う上ではやはり一体として扱う。工事の実施を「－」ではなく影響の大小に関らず両方を「○」として一体感を持たせたほうが良いと考える。

委員長： 対象とするものによって、工事の期間と供用時との関連を考慮し、準備書等に反映してほしい。

事業者： 事務局からの話もあったが、いろいろな指摘については、事務局とも相談のうえ遺漏の無いように進めていきたい。

委員： 方法書（3－53）、（3－57）にある「陸域における注目種」「陸域で確認した注目種」とは主体はどこになるのか、今回の方法書を作成する前に、この方法書を作った人が調査し確認したのか。

事業者： 成田市環境部が毎年調査している結果です。

委員： 既に、調査を行い確認されたのかと思われるので、「陸域における注目種」に合せた表現のほうがよい。

方法書（5－69）の調査法は特に問題が無いように思うが、ライトトラップ法については、一般的には光に集まってくる昆虫、得に蚊のなかまが多いようですが、収集されるデータは工事対象区域を外れて広い範囲からのデータが取れる。その中には重要種が含まれていた場合に、それがこの対象区域で発生したものか否かはっきりしない場合がある。他の調査法の場合は概ねその対象地に結びついているが、ライトトラップの場合は対象地に必ずしも対応しているとは言い切れない。それを確かめる一つの方法としては、蛾などの場合、幼虫がなにを食べているか。そのデータが最近かなりわかってきたので考慮にいれ、植物相と照合して当該地での発生の可能性があるかどうかということを検討するとこの調査法が活きてくる。特にこのような余り広い地域ではなく、しかも谷間になっているような場所ですとこのような考慮も必要になります。そのことについての表現方法も考えて

もりたい（同ページ⑤に記述するか、調査方法に記述するか等）ライトトラップ法の扱いについてはそのような配慮があれば安心感があり、またデータの正確さがレベルアップし信頼感も高まる、そのためこのような表現を加えてほしい。

委員長： 調査の方法に当たっての貴重な意見ですのでよろしくお願ひしたい。

委員： 微地形を考慮したときに局地的な地形には局地的な気象の見方が必要です。方法書（５－１８）の大気質調査で小泉地区と赤荻地区を調査地としているが、それについて最多風向等の条件に基づきとあり、その条件となる測定局の風配図を使うこととしているが、地形を見ると全く合いません。風は少し地形が変わると記載の風配図どおりには吹きません。現地にて感じたことは赤荻地区の方は山の陰となりあまり問題は無いかと一瞬思ってしまうますが、既存の周辺の測定局の風配図を鵜呑みにしないで微地形を考慮する必要がある。谷に沿って空気が動いていくことも考えられますからそのようなことも考えて調査地点を選定しても良かったかと思う。

方法書（５－１９）に記載の銚子地方気象台では日射量は得られるが放射収支量は得られない。必要な場合は観測するしかない。

方法書（５－２０）に記載の「地上気象（地上１０ｍ）」は風向、風速だけしか得られないのではないか、記載誤りでは無いか。気温、湿度も１０メートルでは得られないのではないか。

方法書（５－２１）の上層気象の解析は、現地を見た範囲では問題は無いとわかるが基礎的なデータを取る意味では重要と考えます。接地逆転層について至近の高層気象台等の情報データを用いるとあるが接地逆転のデータが得られるのだろうか、得られるとは思えないのだが。上層逆転層については推定できないこともないのだろうが、接地逆転については微地形が非常に影響するので、先ほどのダウンウォッシュ・ダウンドラフトについて谷間にある所に煙突を建て、煙突自

身も低くなることから接地逆転は重要な現象である、把握は可能なのか。

事業者： 逆転層の出現については、航空法の制限から現地実測はできない状況にあります。現段階では情報収集としても至近のものを探す以外に方法が無いのではないかと考えている。もう一局、船橋に上層気象を測定しているところがあるようである。それと、成田国際空港株式会社の上層気象データの提供を依頼している。

委員： 小さな谷間を低気流が流れてくるということも考えられることから、煙突からの煙がこのようなことを想定すると、なにも風や気温を直接計らなくても、許可されるかどうかは判らないが、発煙筒などにより煙を流して視覚的に調べることもできるので、そのようなことも必要ではないか。

委員長： この地域は煙突を高くできないということが非常に大きな問題となっている。そのことから周辺の建物や地形に影響を受けやすいということ considering、逆転層、微地形、微気象などを念頭において今後調査・予測・評価を実施することが、この委員会の大方の総意と思う。

委員： 地上風は場所によってかなり変化が大きい。それは方法書（3-15～18）に至近4箇所の風配図があるが、かなり最多風向の方向がずれている。どの場所のデータを使うかによってかなり差がある。この施設の場合には発煙筒を使用しなくても既存の煙突があるので、そこからの煙がどちらの方向に流れているというだけで煙突の煙が流れる層の風向を把握することが可能ではないか。それに一番近い地上の風配図を予測に使うことが最も簡単で実行性のある方法である。

先ほどの説明の中で台地の上に建設すると煙突が建てられないとのことだが、谷底と台地の上では約20mの差があり、谷の中に60mの煙突を建てるのと台地の上に40mの煙突を建てるのでは、大気拡散の面から見ると明らかに台地の上に40mを建てるほうが拡散

効果大きい。ただ予測計算上、地面高の高さが予測に使えるという技術的な問題で計算値を低くできる、環境への影響からという観点から、また近くの住民から見ると姑息な手段で計算値を隠しているということに他ならない。ただこの施設の場合、周辺への状況や、住民の合意及び航空法の制限からみるとやむを得ない状況にあるので設置場所を変える必要は無いが、そのような懸念があるということ念頭において県の要綱や環境省の指針にある計算式だから大丈夫ということではなく、その計算値を求める根拠となった数式がこのような場所にも当てはまるということを事業者の責任で確認をした上で予測をしてもらいたい。

事業者及び事務局両方をお願いしたいが、県内の事例でこのような航空法の高さに関する制限を受けた事例は、君津か袖ヶ浦で今回と同じような焼却施設の煙突について木更津の自衛隊飛行場との関係で高さが議論になった事例がある。それを参考に煙突の高さと航空法の制限について、また航空法の制限内で工事にどのくらいアロワンスがあればよいのか検討してもらいたい。

委員： 環境影響評価の項目の水質について選定理由と選定結果に関するの矛盾がある。方法書（５－３）の浮遊物質について仮設工事と基礎工事は「－」になっているが、方法書（５－５）の水質の活動要素、選定結果、選定理由を見ると、どの活動要素でやるのかやらないのか非常に分りにくい。方法書（２－２７）の濁水対策をみると、切土盛土を指しているのか仮設工事を指しているのか分からない。なお書きを読むと仮設工事のように思えるが、そうだとすると方法書（５－３）の浮遊物質の仮設工事や基礎工事が「○」になるのではないか。

方法書（５－３）の「水底の底質」における排水について「×」となっているが、方法書（５－３１）には「水質及び底質調査地点」となっていて矛盾している。非常に曖昧で分りにくい。

利水状況について、大きな事項（印旛沼等）については記述されている。ところが、ここは非常に小さな河川に調整池から放流されていく。この利水状況はどうなっているかについての記述が欲しい。なぜかというとな田畑が非常に多く、その水を利用することを考慮すると、そこに出て行く水については利水状況と水質との関係について検討しておいたほうが良いと考える。また、回答については次回で構わない。

委員：方法書（2-24）の収集運搬計画の中で、将来ごみ量は各自治体の減量化対策等により現行以上にならない想定とあるが、ほんとうに大丈夫なのか。人口については増加している、企業はどのようになるかわからないがほかの要素を考えた場合に、ほんとうにこのような考慮想定でよいのか疑問に思う。

委員長：時間の関係から本日はここまでとしたい。後ほど意見等を文書で事務局のほうに提出願いたい。

【別紙 2】

成田新高速鉄道及び一般国道 464 号北千葉道路(印旛～成田)環境影響評価に係るヨシ原造成に関する検討報告書について(答申)

- (1) 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 当該事案に係る環境影響評価の経緯、答申案等について説明
- (3) 質疑等の概要 以下のとおり

委員長： 専門部会の部会長から報告をお願いします。

部会長： (概要の報告。)

事務局： (答申案等について説明)

委員長： ただ今の説明について意見等があったらお願いします。

.....

意見が無いということなので、この答申案は認められたものとする。

これをもって答申とする。

本日の議題の審議を終了する。

—
以上 —